大津市のごみの処理が変わります

－平成26年4月1日から－

ごみの区分を明確にします

産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物は事業者が自ら処理をするか、産業廃棄物の許可業者に委託してください。

◆産業廃棄物は原則、市の施設で処理できません。

◆資源となるかん、びん及びペットボトルも搬入禁止です。

◆事業所から出るプラスチック類は産業廃棄物です。

搬入方法が変わります

一般廃棄物管理票（マニフェスト）の導入

搬入物検査の実施

事業系廃棄物を市の施設で処理する場合、書面による処理の申出が必要です。（燃やせるごみは除く）

必ず前日までにごみを搬入する者が市に申し出てください。

◆対象事業者は一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）を交付しなければなりません。

◆専任の職員による検査を実施し、申出内容及びマニフェストと異なる廃棄物を搬入しようとしたときは、受入れを断ることがあります。

減量計画書が変わります

廃棄物管理責任者の届出

事業系廃棄物減量等計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者または管理を請け負うもの（以下「所有者等」という）は、事業系廃棄物の減量及び資源化を図る義務があります。

◆所有者等が選任した廃棄物管理責任者は、減量、資源化及び適正処理に関する業務を行なわなければなりません。

◆所有者等は、事業所内に廃棄物の保管場所を設置し、適正に保管しなければなりません。

◆所有者等は、その建築物から発生する事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書（以下「事業系廃棄物減量等計画書」という）を提出しなければなりません。